

別紙5 訪問特定整備等リスト等の様式

訪問特定整備等リストの様式及び実施規程第3条第2項の電磁的記録の一部のものの様式は、次のものとする。

【別添のエクセルのとおり。】

備考

※1 実施規程第3条の届出を行う場合に使用する様式は、下表を参考にすること。

届出の種類	届出が必要な様式 ※○を付した様式を届出する必要あり				
	様式1	様式2	様式3-1	様式3-2-1	様式3-2-2
限定訪問特定整備の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○				
限定訪問特定整備の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○			
訪問特定整備(他事業場)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○		○		
訪問特定整備(他事業場)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○			○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場合)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○

※2 別添6第4 1(6)に該当する場合には、上表で届け出るものとされている様式に加え、様式4を届け出ること。